

## いわゆる性交同意年齢に関する議論の経緯等

\*点線で囲まれている条文は検討段階のもの

## &lt;旧刑法制定まで&gt;

## 【新律綱領】（明治3年）

犯姦律

犯姦

（略）強姦スル者ハ。流三等。未タ成ラサル者ハ。一等ヲ減ス。（略）十二歳以下ノ幼女ヲ姦スル者ハ。和ト雖モ。強ト同ク論ス。

## 【改定律例】（明治6年）

改正犯姦律

犯姦

第二百六十條

（略）強姦スル者ハ懲役十年未タ成ラサル者ハ一等ヲ減ス（略）十二歳以下ノ幼女ヲ姦スル者ハ和ト雖モ強ト同ク論ス

## 【旧刑法】（明治13年）

第三百四十六條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ猥褻ノ所行ヲ爲シ又ハ十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十七條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十八條 十二歳以上ノ婦女ヲ強姦シタル者ハ輕懲役ニ處ス葉酒等ヲ用ヒ人ヲ昏睡セシメ又ハ精神ヲ錯亂セシメテ姦淫シタル者ハ強姦ヲ以テ論ス

第三百四十九條 十二歳ニ滿サル幼女ヲ姦淫シタル者ハ輕懲役ニ處ス若シ強姦シタル者ハ重懲役ニ處ス

（参考1）日本刑法草案會議筆記（○鶴田皓，◎ボアソナード）

◎ 日本ニテ滿十二歳ニ至レハ隨分婚姻ヲ爲シ得ヘキ者アリヤ

○ 女子ニハ或ヒハ婚姻ヲ爲シ得ヘキ者ナキニアラス故ニ従前ノ刑法ニテ和ト雖モ強ヲ以テ論スルハ十二歳以下ノ幼者ニ對シタル時ヲ云フ

◎ 此年齢ノ區別ハ國ノ帶度ノ寒暖ニ依リ各國相同シカラサルニ付一概ニ佛國ノ例ヲ以テ推シ難シ故ニ日本ニテハ之レヲ十二歳以上以下ニテ區別スルトモ宜シ

○ 然リ

◎ 元來此十五歳以上ノ幼者ニ對シタル時ハ暴行ヲ用ヒタル猥褻ノ所行而已ヲ罰スヘキ者ト爲ス何トナレハ平生和姦シテ相褻ル、爲メニ戯レニ陰陽ヲ玩弄セシムル等ノ所行ナキニモアラス且其所行ヲ避クヘキ抵抗力モアリ又之ヲ承諾スヘキ智力モ十分アル筈ナレハナリ  
尤之ヲ公ケニ爲シタル時ハ假令暴行ヲ用ヒサルトモ第二編中ノ風俗ヲ害スル罪ト爲スヘキ譯ナリ

・・・然シ日本ニテ十二歳以上ノ幼者ニテ和姦スル者モアルヘシトナレハ此十五歳ノ

字ヲ改メテ十二歳以上云々ニ作ルヘシ

<旧刑法制定後，現行刑法制定まで>

[明治23年刑法改正草案]

第三百三十五條 暴行、脅迫ヲ以テ滿十二歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ三等有期懲役ニ處ス  
方略ヲ用ヒテ婦女ヲ睡眠若クハ昏絶セシメ其他精神ヲ喪失セシメテ姦淫シタル者ハ強姦ヲ以テ論ス  
十二歳ニ滿サル幼女ヲ強姦シタル者ハ二等有期懲役ニ處ス  
第三百三十六條 睡眠、昏絶其他精神ノ喪失ニ乘シ婦女ヲ姦淫シタル者ハ前條ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス  
第三百三十七條 十二歳ニ滿サル幼女ヲ姦淫シタル者ハ二年以上五年以下ノ有役禁錮ニ處ス  
第三百三十八條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ猥褻ノ所爲ヲ行ヒタル者ハ一月以上一年以下ノ有役禁錮ニ處ス  
第三百三十九條 滿十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行、強〔脅〕迫ヲ以テ猥褻ノ所爲ヲ行ヒタル者ハ一月以上一年以下ノ有役禁錮ニ處ス  
十二歳ニ滿サル幼者ニ對シ暴行、強〔脅〕迫ヲ以テ猥褻ノ所爲ヲ行ヒタル者ハ二月以上二年以下ノ有役禁錮ニ處ス

[明治28年刑法改正案]

第二百二十四條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス  
十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
第二百二十五條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス  
十二歳ニ滿サル幼女ヲ姦淫シタル者亦同シ  
人ノ精神錯亂又ハ昏睡ニ乘シテ姦淫シタル者ハ強姦ヲ以テ論ス

[明治30年刑法草案]

第二百二十八條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス  
十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
第二百二十九條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

十二歳ニ滿サル幼女ヲ姦淫シタル者亦同シ  
婦女ノ精神病〔、〕意識喪失又ハ抗拒不能ニ乘シテ姦淫シタル者ハ強姦ヲ以テ論ス

〔明治33年刑法改正案〕

第二百十四條 十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ爲シ又ハ其精神障礙、意識喪失若クハ抗拒不能ニ乘シテ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス

十二歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者亦同シ

第二百十五條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ婦女ヲ姦淫シ又ハ其精神障礙、意識喪失若クハ抗拒不能ニ乘シテ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪トナシ十年以下ノ懲役ニ處ス

十二歳ニ滿タサル幼女ヲ姦淫シタル者亦同シ

〔明治34年刑法改正案〕

第二百五條 十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ爲シ又ハ其精神障礙若クハ抗拒不能ニ乘シテ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス

十二歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者亦同シ

第二百六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十二歳以上ノ婦女ヲ姦淫シ又ハ其精神障礙若クハ抗拒不能ニ乘シテ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

十二歳ニ滿タサル幼女ヲ姦淫シタル者亦同シ

〔明治35年刑法改正案〕

第二百四條 十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ爲シ又ハ其精神障礙若クハ抗拒不能ニ乘シテ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ハ一年以上七年以下ノ懲役ニ處ス

十二歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者亦同シ

第二百五條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十二歳以上ノ婦女ヲ姦淫シ又ハ其精神障礙若クハ抗拒不能ニ乘シテ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

十二歳ニ滿タサル幼女ヲ姦淫シタル者亦同シ

〔刑法改正案〕（明治39年）

第九十二條 十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ爲シ又ハ其精神障礙若クハ抗拒不能ニ乘シテ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

十二歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ  
第百九十三条 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十二歳以上ノ婦女ヲ姦淫シ又ハ其精神障礙  
若クハ抗拒不能ニ乘シテ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役  
ニ處ス

十二歳ニ滿タサル幼女ヲ姦淫シタル者亦同シ

(参考2) 法律取調委員会委員總會日誌第23回(明治39年12月19日)

勝本委員 少シ後レタレドモ前條(注:192条)ノ「十二歳」ヲ「十四歳」ニ修正シタシ  
若成立セザレバ「十三歳」ニ修正スルノ議ヲ提出ス

小河委員 十四歳説ニ賛成

山根委員 十三歳説ニ賛成

穂積陳重委員 民法編纂ノ當時榊博士ニ委託シ本邦女子ノ月経開始期ヲ取調シニ平均十三歳  
何ヶ月トノコトナリシヲ以テ十三歳説ニハ根據アリ賛成

古賀委員 反對

委員長 左ノ順序ニヨリ採決ス其結果左ノ如シ

十四歳説 四人 少數 否決

十三歳説 八人 多數 可決

委員長 二項モ「十三歳」ト修正スルノ意ナリヤ發案者ノ意見ヲ問フ

勝本委員 必然ノ結果ナルベシ

平沼委員 採決セラルレバ反對ノ結果ヲ生ズルヤモ知レズ

委員長 然ラバ採決スベシ賛成者八人多數ニテ可決ス前條修正ノ結果本條(注:193  
条)ノ「十二歳」モ「十三歳」ト修正スルコトニテ異議ナキヤ各員異議ナシ

#### 〔刑法改正案〕(明治40年)

第百七十七条 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シ  
タル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ  
行爲ヲ爲シタル者亦同シ

第百七十八条 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ  
罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦  
同シ

(参考3) 「刑法改正案」理由書

現行法ハ十二歳以上ナルト十二歳未滿ナルトニ依リ區別ヲ設ケシカ本案ハ十三歳以上ナル  
ト十三歳未滿ナルトニ依リ區別スルコトト爲シタリ是レ女子發育ノ程度ヲ探究シタル結果改  
正ヲ加ヘタルモノナリ

(参考4) 明治40年2月12日貴族院刑法改正特別委員会議事速記録4号

○小松原英太郎君 チョット御尋ネシマス、前ノ案ノ……第百七十七條ノ所デゴザイマス  
ガ、「十二歳以上ノ男女ニ對シ」ト云フノガ「十三歳以上ノ男女ニ對シ」ト變ッテ來  
テ居リマスガ、是ハ何カ相當ノ理由ガアルコトダラウト思ヒマスガ、ドウ云フコトニ  
基ヅイテ斯ウナッタノデアリマスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 十二歳ヲ十三歳ト改メマシタノハ成ルベク淫猥ノ所爲ニ染マ  
セナイト云フ希望ト、一ツハ生理上、十二歳以上ト云フヨリモ十三歳以上ト云フ方ガ  
適當デアラウ、此二ツノ趣意ニ依ッテ修正シタノデ、極確カナ根據ト云フモノハ無イ  
ノデゴザイマス

○小松原英太郎君 外國アタリハ、ドウナッテ居リマスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 一例ヲ申シマス、獨逸ノ法律デハ十四歳ニ滿タザル者ト云  
フコトニナッテ居リマス「十四歳ニ滿タザル者ニ對シテ淫行ヲ強ヒ又ハ猥褻ノ行爲ヲ  
爲サシメ若クハ之ヲ誘惑シタル者」ト云フノデアリマス、尚ホ和蘭ノ方デハ十二歳以

下トナッテ居リマス

【現行刑法制定時】（明治40年）

第一百七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者亦同シ

第一百七十七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

第一百七十八條 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行為ヲ爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ

<現行刑法制定後>

〔刑法改正豫備草案〕（昭和2年）

第三百條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ三年以上ノ有期懲治ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

第三百一條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ男女ニ對シ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲治ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者亦同シ

〔改正刑法假案〕（昭和15年）

第三百八十八條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ婦女ヲ強姦シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三百八十九條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ人ニ對シ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第三百九十六條 十三歳ニ滿タザル婦女ヲ姦淫シ又ハ十三歳ニ滿タザル男女ニ對シ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ハ第三百八十八條、第三百八十九條又ハ第三百九十二條ノ例ニ依ル

(参考5) 刑法改正起草委員會議事日誌（第200回）（昭和8年4月11日）

（林委員長）第三百條（注：刑法改正豫備草案）ヲ議題トス・・・

（林委員長）本條ハ年齢十三歳ヲ十四歳ト修正スヘキ意見アルモ一應原案通りニテ異議ナキヤ

（各員）異議ナシ（一應可決）

(参考6) 刑法並びに監獄法改正調査委員會議事速記録（第25回）（昭和14年6月27日）

○倉元委員 私の疑問は十三歳と云ふことに限定して行く，十三歳が適當であるかどうか，

私共はもう少し年齢を引上げてでも宜いやうに思ふのですが・・・

- 泉二委員 是は十四歳にしたらどうかと云ふ意見もあり、或は十五歳が宜いと云ふ説もあつたが、今はつきり記憶して居りませぬが、十三歳でまあ数へ年だから十五歳位になるので、現行法でも斯う云ふ風になつて居るのだからと云ふやうなことで、結局こんなことに現行法に改正さることとなつたのです。それは研究物だと思ひますね。十四歳と云ふのは刑事責任年齢ですから、少くとももう一歳位は上げて、責任年齢あたりと辻褃を合しても宜いぢやないかと云ふことは、私としても実は考へて居るのですが、それから十五歳になると民法の結婚年齢になるのですね。
- 倉元委員 そこいらが案外適當の所でせうね。
- 泉二委員 男子十七歳、女子は十五歳であつたと思ひます。
- 小山委員長 旧刑法は十二歳ですね。それが十三歳と現行法の案ではなつて居るのですが、外国と言つても日本と氣候風土の違ふ所がありますから、一概に西洋の真似ばかり出来ませぬが。
- 泉二委員 満州の刑法では十七歳未満となつて居ります。
- 倉元委員 民法等の限界とびつたり食付くやうにしたら如何ですか。
- 泉二委員 一年間はありますが、そこまできつちりでなくても・・・

### 〔改正刑法準備草案〕（昭和36年）

（強姦）

第三百十一条 暴行又は脅迫を用いて、女子を姦淫した者は、三年以上の有期懲役に処する。女子を心神喪失もしくは抵抗不能の状態に陥れ、又は女子が心神喪失もしくは抵抗不能の状態にあるのを利用して、これを姦淫した者も、同じである。

（強制わいせつ）

第三百十二条 暴行又は脅迫を用いて、人にわいせつの行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。人を心神喪失もしくは抵抗不能の状態に陥れ、又は人が心神喪失もしくは抵抗不能の状態にあるのを利用して、これにわいせつの行為をした者も、同じである。

（幼年者の姦淫・強制わいせつ）

第三百十三条① 十四歳未満の女子を姦淫した者は、三年以上の有期懲役に処する。

② 十四歳未満の者にわいせつの行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

（参考7）改正刑法準備草案理由書（法務省刑事局）

本条（注：第三百十条）は現行第七十六条及び第七十七条の各後段をその母型とする。すでに第三百十一条の説明中で述べたように、現行法では十三歳未満の者に対する場合である限り姦淫がその意に反してなされるといなどを問わず右に挙げた規定によって処罰されること法文上明らかであるが、本条においてはこれと異なり、幼年者に対する姦淫・わいせつ行為でも、第三百十一条、第三百十二条に定めた方法を用いた場合は、これらの法条によって処断されるのであって、本条はそれ以外の場合、たとえば偽計、威力を用いたに止まる場合とか完全な自由意思による合意のあった場合などを対象とするのである。

次に、本条においてとくに注意すべき点は、年齢を現行の十三歳から十四歳に引き上げたことである。刑法上いわゆる性交同意年齢を何歳とすべきかは一つの問題であつて、諸外国の立法例も必ずしも一様ではないが、わが現行刑法の十三歳というやうな低い例は、ほとんど見当たらない。たとえばスイス・ギリシャ・インドでは十六歳、フランス・デンマークは十五歳、ドイツ・イタリア・オーストリア・ユーゴスラヴィア・ブラジル・パキスタン等で

は十四歳となっていて、わずかにイギリスにおいて十三歳という規定がある位のものである。そこで、本草案では、わが国の現状において現行の年齢がいかにも低きに失する感のあるのにかんがみ、各立法例をも参酌して、年齢を一年引き上げ、十四歳としたのである。

#### 〔改正刑法草案〕（昭和49年）

第二百九十八条（幼年者の姦淫・わいせつ）① 十四歳未満の女子を姦淫した者は、二年以上の有期懲役に処する。  
② 十四歳未満の者にわいせつの行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

（参考8）法務省刑事局「改正刑法草案の解説」296頁

本条は、十四歳未満の女子に対する姦淫（第一項）及び十四歳未満の者に対するわいせつ行為（第二項）に関する規定であり、現行法第七十六条後段及び第七十七条後段に相当する。前二条について説明したように、幼年者に対する姦淫及びわいせつ行為を本条にまとめて規定したほか、幼年者の範囲を現行法の十三歳未満から十四歳未満にまで拡大したことなどの点において、現行法を修正している。

十四歳の未満の者を幼年者としたのは、不法な性的干渉から年少者を保護する必要があること、刑事責任年齢との調和を図るのが望ましいこと、諸外国の立法例においても、十四歳ないし十六歳未満の者を特別に保護しているものが多いこと（西ドイツ刑法第七十六条、スウェーデン刑法第六章第三条、スイス刑法第九十一条等）などを考慮したものである。

#### <現行規定>

##### 【平成29年刑法改正】

（強制わいせつ）

第七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強制性交等）

第七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。